

平成 28 年度  
愛媛県行政改革・地方分権推進委員会  
会 議 録

平成 28 年 11 月 7 日（月）15：00～16：00  
県議会議事堂 4 階 総務企画国体委員会室

## 1. 開 会

### 【司会】

本日は、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから、愛媛県行政改革・地方分権推進委員会を開会いたします。

なお、青野委員、上村委員、森田委員につきましては、所用のため、本日は御欠席となっております。

それでは、開会に当たりまして、山田行財政改革局長から、御挨拶申し上げます。

## 2. 行財政改革局長あいさつ

### 【局長】

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、日頃から、本県の行政改革・地方分権の推進に関しまして、御指導、御協力をいただき、心から御礼を申し上げます。

さて、本県では、地方創生の実現、防災・減災対策や人口減少対策など、重要かつ喫緊の課題等が山積しております。こうした中、昨年度委員の皆様方の御協力をいただきまして、「新しい行政改革大綱（第2ステージ）」を策定いたしました。県財政の健全化の推進をはじめとして、市町、民間との連携・協働の強化に努めておりますほか、新たな政策を創造する政策立案型行政を目指しまして、組織・人づくりに力点を置いた行政改革に取り組んでおります。

一方、国では1億総活躍社会の実現に向けて働き方改革の取組みを進めており、長時間労働の是正等柔軟な働き方を可能とする環境の整備が求められておりますが、本県においてもこれまで以上に業務の効率化、労働の質や能率の向上につながる改革が必要であると考えております。

本日は、委員の皆様方に大綱の目標設定事項について27年度の達成状況を御説明し、その上で、取組実績を基に目標数値の見直し等を行った大綱の改訂（案）について御審議を賜りたいと存じます。

また、行政評価につきましては、外部評価委員会の意見の中間取りまとめの状況を、また、地方分権改革につきましては、国への提案募集の状況をそれぞれ御報告させていただきますので、更なる行政改革の推進に向け、忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

### 【司会】

続きまして、宮崎幹朗会長から御挨拶をお願いいたします。

## 3. 会長あいさつ

### 【宮崎(幹)会長】

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

皆様、大変お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。

本委員会は、愛媛県の行政改革や地方分権がどう進められていくのか、県の基本方針、考え方などについて様々な角度や視点から確認した上で、各委員から幅広く意見、提言をし、議論する大変重要な会議であります。

本日は昨年度策定された「新しい行政改革大綱（第2ステージ）」に基づいて行われた取組事項と大綱の改訂（案）について御審議いただくとともに、事務局より「平成28年度の行政評価

（外部評価）について」及び「平成 28 年度地方分権改革に関する提案募集の状況について」の報告を受けることとしております。

それでは、いずれの議題につきましても、皆様から御意見をいただいて活気ある審議となりますよう、皆様の御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

#### 【司会】

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。委員会規程第 4 条第 1 項の規定によりまして、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。宮崎会長、よろしく願いいたします。

## 4. 議 事

#### 【会長】

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の協議事項の「新しい行政改革大綱（第 2 ステージ）」の取組状況及び改訂について事務局からの説明を求めたいと思います。

### ○「新しい行政改革大綱（第 2 ステージ）」の取組状況及び改訂について

#### 【事務局】

「新しい行政改革大綱（第 2 ステージ）」の取組状況について御説明いたします。

資料 1 の 1 ページをお願いします。

平成 27 年 8 月に策定した「新しい行政改革大綱（第 2 ステージ）」は、『愛顔あふれる愛媛県』を実現するための土台づくりを基本理念にして、分権時代にふさわしい未来志向の改革に取り組むことを目的としております。

推進期間は、長期計画のアクションプログラムと同じく 27 年度から 30 年度までの 4 年間で、「挑戦と実行」、「オール愛媛」、「現場主義」をキーワードとする 3 つの改革に取り組んでいます。

また、60 項目の目標設定事項ごとに数値目標等を設定しており、当委員会などの御意見を踏まえて見直しを行いながら、目標の達成に向けての取組みを推進しているところです。

「目標の達成状況」についてですが、達成率は 84% となっております。

2 ページをお願いします。

60 の目標設定項目には、1 のとおり、毎年度目標を設定しているもの、2 のとおり、目標の年度を設定しているものがあり、1 は毎年度、2 は設定年度に評価することとなります。

2 ページの 1 の表は毎年度目標を設定している取組 38 項目の 27 年度の取組状況の一覧です。

このうち、目標を達成したものは 31 項目になります。

また、達成率 80% 以上のものは 3 項目であり、重点項目は、全て目標を達成しております。

なお、目標達成率の低い（80% 未満）ものは、事務改善職員提案募集の実施など、4 項目となっております。

3 ページは、2 の目標年度を設定している取組 22 項目の一覧です。

6 項目は、27 年度を目標年度としているもので、全て目標を達成しております。

表の中段以降は、目標年度を 28 年度としているもの、29 年度、30 年度としているものが 13 項目、大綱の推進期間を超えての設定となっております関係上、31 年度以降としておりますものが 3 項目ございます。

このうち、N o 10 の 1 項目については、現時点で目標を達成しておりますが、それ以外につ

いては取組中のものです。

資料 4 ページから 9 ページまでは、目標設定事項の達成状況や、進捗状況について、数値目標と取組結果の概要をまとめたものです。

次に資料 10 ページをお願いします。

目標設定事項の中から、具体的な取組状況をいくつか紹介させていただきます。

まず、チャレンジ改革の取組事例についてです。

「歳入の確保」の取組みですが、自主納税の推進、県・市町連携による滞納額の縮減のため、徴収率全国 10 位や個人県民税を除く滞納繰越額 10 億円に削減する数値目標を設定し、平成 27 年度は徴収確保基本方針に基づき 4 つの取組みを重点的に行いました。

その結果、その目標を達成し、全国順位が 9 位、個人県民税を除く滞納繰越額が 3 億 8,300 万円となり、28 年度に新しい目標が設定されましたので、後程改訂の説明の中で御説明いたします。

次に 11 ページのチームワーク改革の取組事例について説明します。

「行政データの活用」の取組みですが、オープンデータによる行政データの積極的な提供を推進するため、27 年度はオープンデータのサイトの公開と、「愛媛県オープンデータ利用規約」の策定をしており、目標を達成しました。

サイトのデータは商用を含めた編集、加工、再配布などの二次利用を可能とするルール（CC-BY）のもとで、国勢調査ほか、経済、農業、商工業など 264 種類の統計情報が公開されています。

資料 12 ページをお願いします。

「NPO・ボランティア等多様な主体による協働の推進」の取組みですが、住民自らが地域の課題を解決していくための活動を創出することを目的として、平成 26 年度から「協働による地域づくり推進事業」を行い、県と市町が連携して住民集会を中心とした「協働の場づくり」をサポートしております。

平成 27 年度は西条市、松前町、砥部町で事業を行っておりまして、西条市ではロードマップの手順により、事業案の概要にあるとおり、自治会活動の充実策や、3 世代交流の実現に向けた方策が検討されました。

なお、ボトムアップ改革の取組み事例については、後程、報告事項として「地方分権改革に関する提案募集の状況について」のところで御説明します。

以上が「新しい行政改革大綱（第 2 ステージ）」の取組状況です。

13 ページをお願いします。

続きまして、「新しい行政改革大綱（第 2 ステージ）」の改訂（案）について御説明いたします。

今回の主な改訂は、1 の目標数値の修正と 2 の目標の一部追加や削除となっております。

まず、目標数値の修正について御説明します。

(1) の項目ですが、財政健全化の進捗を示す指標であり、まず、「財源対策用基金残高の確保」について、これは、大規模災害などの不測の事態や景気変動による財政出動への対応、重要施策の積極的な推進を図るための積立金等でございます。

次に、県の実質的な借金の返済負担の重さを示す「実質公債費比率の抑制」、県が将来支払うべき負債（長期借入金等）が、自由に使える経常的収入の何倍あるかを示す「将来負担比率の抑制」があります。

これら 3 つの指標については、毎年度、決算を踏まえて数値目標を見直すこととしておりまして、財源対策用基金残高については東京都を除き平成 27 年度の全国平均水準である 470 億円以上、実質公債費比率及び将来負担比率は 27 年度の本県の実績（現状）を維持するよう目標数値を修正するものです。

(2) の「徴収率の向上」と「滞納額の縮減」ですが、27 年度が長期目標の最終年度であっ

たため、今回、32年度を最終年度として、徴収率の向上についての目標を「県税徴収率平成27年度の全国3位水準である98.57%を上回る」とし、滞納額の縮減についての目標を「自動車税の滞納繰越額を27年度末の約2億1千万円の1/3に削減する」と設定するものです。

また、県立学校における教育情報化の推進のため、ICT整備計画を27年度に策定することとしておりましたが、策定が完了したため、新しい目標を「研修・デジタル教材の開発等」とし、数値目標を「30年度にICT研究実践校を11校まで拡大する」としております。

最後に2の目標設定事項の一部追加及び削除の項目ですが、えひめトップミーティングが県・市町連携推進本部会議に統合されたため、形式的に目標設定事項から削除し、新たに、県・市町連携により滞納額の縮減を推進するために取り組んでいる、「県と市町の税務職員の相互併任制度の推進」を目標として設定し、27年度末までに5市6町で実施しておりますが、「市町の意向も踏まえながら、未実施の市町への拡大」とするものです。

14ページ以降の「新しい行政改革大綱（第2ステージ）」改訂（案）については、これまで御説明した内容を本文に落とし込んだものでございまして、説明は省略させていただきます。

以上が「新しい行政改革大綱（第2ステージ）」の改訂（案）のポイントです。

各取組については、今後の行政改革の推進のため、委員の皆様の率直な御意見をいただき、その御意見等を踏まえ、引き続き着実かつ計画的に取り組んで参りたいと存じます。

よろしく申し上げます。説明は以上です。

#### 【渡辺委員】

13ページの2の目標設定事項の一部追加及び削除について取組内容を具体的に教えてほしい。

#### 【事務局】

「税務職員の相互併任制度」については、県職員と市町職員が相互に身分を併任して、連携・協力することにより、県の徴収のノウハウを市町と共有し徴収率の向上を図ること、市町税と県税の両方の滞納者に対する滞納整理が効率的に行えること等、多くの利点があることから、取組みを推進している。

「えひめトップミーティング」については、知事と県内の全市町長が集まり、様々な課題を協議していたが、県・市町連携推進本部会議と同日開催であったため、えひめトップミーティングを県・市町連携推進本部会議に統合したことから、目標設定事項から削除した。

#### 【会長】

取組事項の数に変更はないということか。

#### 【事務局】

そのとおり。

#### 【井上委員】

同ページの県立学校ICT整備計画について事業内容を具体的に教えてほしい。

#### 【事務局】

生徒が一人一台タブレット端末を持ち、これを活用できるように学校の設備等を整備する計画である。計画の内容を実践するために指定された高等学校がICT研究実践校であり、実践校では、ICT支援員が派遣され、指導方法の研究や教材の開発に取り組んでいる。27年度は松山商業高校と伊予高校が実践校に指定され、実践事例発表が行われた。28年度は松山東高校、

今治西高校、大洲高校、宇和島南高校が指定されている。

【玉井委員】

事務改善職員提案募集について、目標が未達成となっている理由をどう考えられているのかお伺いしたい。私は外部評価委員もしているが、改善については職員の中に手詰まり感ややらされている感があるように感じている。職員の中に、組織の壁等個人では解決が難しい問題が存在するため頑張っても改善は見込めないという考えがあり、提案が出てこないのではないかと。そうであれば、組織の問題の解決を図らないと改革は進まないのではないかと。

【事務局】

当制度は、人事課が中心となり運営しているものだが、原因としては、職員の意識の問題として、業務多忙により、職員に事務改善について考える余裕がないこと等が考えられる。組織の問題については、縦割りでは難しい業務には、部局横断的な横串の組織（プロジェクトチーム）をつくり、他部局などのいろいろな人の意見を聞きながら対応していくことが重要であると考えていることから、大綱上においても横串組織の構築・活用について取組みの推進を行っているところ。

【玉井委員】

職員が改善について積極的な意識を持てば、横串的な視点から自分の組織を超えて改善に取り組む提案も出てくるが、改善についてあきらめの気持ちを持っていけば積極的な提案は出てこない。意識の問題は非常に重要と考えている。やれば出来ると考えられる当制度で提案が出てこないということは問題だと感じる。なぜ停滞しているのか意識の問題や、やる気を削いでいるかもしれない背景の組織の問題も含め分析をお願いしたい。

【事務局】

人事課も 27 年度の実績を受けて危機感を持っており、制度や優秀な提案の表彰について全庁掲示板等を利用して周知し応募を呼び掛けた結果、9 月末の実績で 24 件とある程度回復をしている。

【玉井委員】

何らかの構造的な問題により提案数が少なくなっている可能性もあると思われる。ただ表面的対応として提案を働きかけるだけでは不十分。この構造的な問題を的確に把握して対応しないと解決にはならない。意識調査も含めて深掘りの分析を行うべきではないかと。

【秋川委員】

この提案は個人で出されるものか。それともグループで出されるものか。

【事務局】

どちらでも構わない。

【会長】

提案数については、インセンティブがないと増えにくい。実際に提案が採用されて業務が改善され、今後はよくなりそうだと職員が感じることはできないと提案数は増えない。また、自分がしている仕事を客観的に見ることは難しく、異動後に前の仕事を振り返った際に改善点が出てくる可能性もある。いろいろな形で意見を吸い上げる方法が必要ではないかと。

【丹下委員】

④⑧「部局横断的な企画調整機能の強化（政策推進班の活用）」とあるが、具体的に何をするのか。

【事務局】

いろいろな部署にまたがる問題や県の政策推進について、協議を行っている。

【丹下委員】

部局横断的な提案が出た場合、どうするのか。

【事務局】

そのような提案が出た場合は、関係する部局の職員が集まってプロジェクトチームを作り検討をしていくこととなる。

【宮崎（光）委員】

愛媛県の行政改革は非常に進んでいると感じているが、「削る改革」が中心となっている。自主的に提案が出てきにくい状況から創造する能力が少し弱いと感じるため、地方分権実現に向けた自主自立の取組みの強化のため、自由闊達な議論で新しいものを創造できる組織への転換が必要。

そのためにも、例えば、出張等の機会を上手く使い、現場の生の声をもっと気軽に聴いて、部署で共有し、対応を考えるとといった方法に取り組んでもらい、「創造する改革」へ転換してほしい。

【事務局】

委員御指摘のとおり、これまでは削る改革を中心としてやってきたが、新しい行革大綱では政策立案型の行政への転換、第2ステージではその加速化を図ることを目標に掲げ、職員の創造する能力の向上を推進している。

出張等を利用して見聞を広める方法については、以前当委員会で宮崎委員より御意見いただいたこともあり、出張の機会を有効に利用し関係省庁や関係機関への訪問等により様々な職務知識・経験を深めるよう周知が図られた。県は県民の意見を直接聴く機会が市町に比べ少ないため、積極的に現場へ行き、見聞を広めるとともに県民のニーズを吸い上げていきたいと考えている。

これからは、以前のような削る改革ばかりではなく、効率化によって生み出された時間を有効活用して、新しいものを創造していくという方向性で進んでいきたいと考えている。

現在は地方創生が叫ばれ、地方の力が試されていることから、愛媛県の政策を発信していけるような組織を作っていく必要があると考えている。また、新しい取組みは業務多忙で余裕がない状況では進めにくいですが、業務改善に向けた取組の必要性の問題意識は持っているため、これまで以上に業務改善を推進し、より積極的に政策立案に取り組んでいきたいと考えている。

【玉井委員】

職員に余裕がないのは、部局間調整等に時間を使っているためと考えられる。そういった問題を解決しないといけないと思うが、部局間調整等に時間がかかることをしかたがないことと手つかずにしてしまっているのではないかと。

【宮崎（光）委員】

余裕がないと発想が生まれないのでなく、刺激がないから発想が生まれません。部署間の壁

を薄くする仕組みが必要と考える。

#### 【事務局】

部局間の調整を含め、行政の業務の進め方については民間のようなスピード感がもう少し必要な部分もあると思うが、業務の改善策としては、会議の見直しや照会の見直し等今までやってきた業務を振り返る機会を持ってもらい、業務の効率化を図ってもらうよう各部局にお願いをしている。

#### 【会長】

いろいろな御意見をいただいたが、今日の委員からの御意見を参考に、取組を進めていただきたい。

#### ○報告 平成 28 年度の行政評価（外部評価）について

それでは、資料 2 の「平成 28 年度の行政評価（外部評価）について」について御報告いたします。

1 ページをお願いします。

1 の行政評価の目的にありますとおり、本県では、県民ニーズに的確に対応した効率的かつ効果的な行政運営を図るため、毎年度、約 120 の予算施策及び約 1,500 の事務事業について自己評価を実施するとともに、19 年度から、県民の視点を導入し、説明責任の徹底や評価の透明性及び客観性の向上を図るため、外部評価委員会を設置して、外部評価を実施しております。

3 の平成 28 年度の外部評価につきましては、企画振興部など 6 部局が所管する 9 つの予算施策、151 事務事業を対象に実施いたしました。

本年度のスケジュールとしては、7 月と 8 月に評価委員会を開催し、担当課のヒアリングや質疑・議論を経て、この度、委員会意見の中間取りまとめを行ったところです。

その中間取りまとめに関しては、資料の 2 ページから 3 ページにかけて掲載しておりますとおり、22 件の意見をいただいております。

1 例を申し上げますと、

②の文化活動活性化支援事業費では、「予算執行率が低く、採択後の取下げが多いことから、財団の自主事業への切替えも含めて方向性を検討すること」

⑧の福祉総合支援センター等運営費（婦人相談所分）では、「増加している男性の DV 等被害者への対応方法を検討し、県や市町で共有すること」のように、事業実績や社会環境の変化を踏まえた改善意見が多く出されており、今後、来年度の予算編成に向け、各部局において対応の検討を行うこととしております。

なお、この内容については、近くホームページで公表する予定です。

#### ○報告 平成 28 年度地方分権改革に関する提案募集の状況について

続きまして、今年度の地方分権改革に関する国への提案状況について、御報告いたします。

資料 3 の 1 ページをご覧ください。

御案内のとおり、この提案募集制度については、これまで、国主導の地方分権改革推進委員会勧告に基づく検討を行っていた方式から、地方の発意に根差した改革を推進するため、個々の地方公共団体が制度改正等について提案を行う方式として平成 26 年から開始されたものでございます。

2 ページをお願いします。

今年度は、本県から 6 項目について提案をいたしました。



6月の提案申請の後、国とのやりとりが2回程度（1次回答、2次回答）あったところでございます。

一例を挙げてみますと、N○1については、放課後児童クラブ等で勤務する放課後児童支援員に27年度から受講が義務付けられた認定資格研修の弾力的運用について改善を求める内容です。

これまで、県で実施してきた独自の研修で、既に知識・技能を習得している勤務継続職員は受講を免除してほしいという提案であり、国の一次回答では「支援員の資質低下につながる恐れがあるため対応困難」されておりましたが、本県から、再度意見を提出したところ、二次回答で、ほぼ本県の趣旨に沿った回答があったものでございます。

今年度のスケジュールを記載しておりますが、今後は、11月下旬に対応方針案が示され、12月に政府の対応方針が閣議決定される見込みとなっており、実現の可能性について注視していくこととしております。

3ページをご覧ください。

参考としまして、昨年度、本県が提案したものの対応状況を併せて報告させていただきます。昨年6月の当委員会でも報告させていただきましたが、平成27年度は6項目を国へ申請いたしました。

国の対応状況は、実現されたものがN○4とN○5の2項目で、交付金事業の弾力的な運用を求めているもので、「入札減少金を有効活用するため、他の事業へ充当することが可能」ということが確認されたものでございます。

提案募集について、国は、平成26年度は全国提案の約6割、平成27年度は7割に対応したと発表しておりますが、「今後検討する」とされた提案についても、対応済みのものとしてカウントされるなど、実際に地方が提案したものが実現に結びついていないというものも多くございます。

このため、本県では、今年度の提案は、県内市町との共同提案としてチーム愛媛で強力に要望する手法としたほか、提案募集制度の対象とならないものについても、本県独自の「えひめ発の改革提言」で積極的に国に対して要望も行っており、今後とも、あらゆる機会を通じて、地方分権改革の必要性を国へ訴えていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

#### 【宮崎（光）委員】

提案募集では取り上げられていない状況が伺えるが、他の自治体提案も同様か。

#### 【事務局】

他の自治体の提案に対しても対応されていないものが多い。

#### 【宮崎（光）委員】

現場で困っている事例を提案しているのに取り上げられないというのは、国が形だけ地方から声を聴いていると感じる。

#### 【玉井委員】

例えば、空家対策（空家で倒壊の危険性の高いものの早期措置ができる仕組みの創設要望）関係では、条例での対応が可能という国からの一次回答に対し、こちらからは国に条例策定の際のガイドライン等を求めているが、こんな条例でどうかという具体論で攻めないで水掛け論にならないか。提案制度であって問い合わせ制度ではないはず。国は現場が見えないから、現場が見えるこちらサイドから具体論で提案してほしいというのがこの制度の趣旨なのに、国に抽象論としてガイドラインを求めても話は煮詰まらない。要は採用率を上げるには提案の仕

方にも工夫の余地があるのではないかということ。

【会長】

法律の範囲で可能なものと条例で定められるものについて、地方団体に疑義があるためこうした問いかけになっているものと思う。

【玉井委員】

それ以前に、一時的にフレキシブルに対応可能なものもあるはず。

【宮崎（光）委員】

地方も国の姿勢を何とか変えようと動かないといけない。

【事務局】

財産権の問題もあり、慎重を期すため条例の範囲を問いかけているものと考えている。玉井委員のおっしゃるとおり具体的に示して問いかける方法もある。

【玉井委員】

登記された住所が空家の住所であれば、所有者に連絡が取れない。こうした場合は、納税者に連絡できるようにするなど検討できないか。

【会長】

当該空家の納税者に所有権の無い場合もあり、法的に問題が生じる。

【宮崎（光）委員】

地方創生は行政の限られた資源をどう生かしていくのかということと、限られた働く力・雇用をどう生かしていくかということだと思う。補助金適化法でも縦割り規制の問題で、施設を有効活用できないケースが多い。法律でダメなら法律を変えたら良い。市町の施設でも転用可能なものがある。こうしたことを国に強く訴えていく必要がある。

【事務局】

国への提案は、他県や県内市町と共同提案とするほか、全国知事会でえひめ発の改革提言を発信して強く訴えている。えひめ発の改革提言では、県の事務に限定せず、地方創生に取り組むに当たって、支障となる制度や規制なども含めて取りまとめている。

【渡辺委員】

放課後児童支援専門員の関係では、国の一次回答に対して県が意見したから二次回答が変わったのか。

【事務局】

国も子育て支援策を積極的に推進していることや、当該案件については、県の担当部局が直接国の担当者からヒアリングを受け、現場の実情を訴えたことなどから考え方も変わったと思われる。

ただし、この二次回答は正式な結論ではなく、12月に政府としての正式な対応方針が示されるものである。

【会長】

予定の議事が全て終了したので、進行を事務局にお返しする。

【事務局】

お時間を超過してしまいましたが、御出席の皆様には、大変熱心な御議論をいただき、誠にありがとうございました。

今後、いただいた御意見を十分に踏まえ、「新しい行政改革大綱（第2ステージ）」の取組事項について着実に推進するとともに、地方分権改革の実現に向け、積極的な国への働きかけにも努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、今後とも、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。